

57 陸軍軍医講習生仮規則

黒澤嘉幸

明治十六年に陸軍省は「陸軍軍医講習生仮規則」を制定するとともに、各府県に「明治十六年軍医講習生入学検査格例」(軍医募集案内)を通達し、前例のない大規模な軍医募集にのりだした。

この規則および募集案内の内容を概略列举すると次のとおりである。

一、陸軍軍医志願者のうち、別に示す試験に合格したものを軍医講習生とする。

二、軍医講習生は東京陸軍病院(明治十八年度は軍医本部)で五ヶ月間教育を受けた後学期末試験を受け、その成績が優等な者は三等軍医に、通常の成績の者は軍医士補に任用される。

三、受験資格は陸軍部内又は華族、士族、平民のうち

一 医術開業免状を持ち年齢三十歳以下(明治十八年度は三五歳以下)の男子。

四、軍医講習生の採用試験科目は次のとおりである。

体格検査、学科試験、(理学、化学、解剖学、生理学、病理学、薬剤学、内科学、外科学)、術科試験(内科病者理化学的診断、外科病者理化学的診断、外科器械用法および包帯術)。

五、講習生は講習期間中本人の住居から通学する。

六、現在軍医本部出仕で医師として奉職中のものは、本人の志願により出仕を免じ直ちに講習生を命ずる。

七、陸軍軍医講習生の募集数は明治十六年六十名(明治十七年は四十名、明治十八年は六十五名)である。

この陸軍軍医講習生仮規則はその名称のとおり暫定的なものだったので、この規則による軍医募集はわずか三年間行われただけであった。しかし三年間の募集計画人員総計は百六十五名であった。

明治十五年における陸軍現役軍医総数二百三十名と比較してみると、平時募集の数としては異常な募集数であることが推察されるのである。

この募集の理由として陸軍衛生制度史は「明治十六年

になると各鎮台所属の部隊数が充足されてきたので軍医の所要も増加しはじめた。しかし従来の軍医の募集方法である大学依託生徒はその数が少なく所要を補充することができなかつたので、やむを得ず民間の志願者で資格のある者を募集することにした。」と記述している。

そこで当時の軍医の所要と供給源の動向とを検討してみると、この時期次のような動きがあつた。

一、明治十五年、陸軍卿山縣有朋は東洋における外国勢力の圧力増加に対応するため、軍備の充実強化を急ぐ必要があることを上申した。これにより政府は鎮台の兵力を旅団レベルから師団レベルに引き上げる必要を認め、明治十八年を目途に整備することになった。これによつて軍医定員も大幅拡充されたのである。

二、学制の面では明治十五年医学校通則が制定され、各府県立医学校卒業生の質的向上が期待されるようになった。

三、医制においては明治十六年医師免許規則が定められ、医師数確保の一助となつた。

四、明治十年に陸軍軍医学校を閉鎖してから、軍医部

は専ら東京大学医学部を軍医の供給源とし軍医生徒を依託して来た。しかしその応募者が少なく軍医の充足は不十分のため何等かの対策を必要としていた。

以上のような経緯からこの仮規則を制定したものと思われる。

しかしながらこの募集方式は当時の医制や学制の中でどの程度の成果を収め得たのか明らかではない。また、この規則は仮規則とされている点から恒久的規則を念頭に置いていたと思われるのである。

そこで今回はこの仮規則による募集成果及びその後の募集制度について検討を行った。